

県連盟山村野営場敷地使用に関する覚書

日本ボーイスカウト奈良県連盟(以下「甲」という。)と日本ボーイスカウト奈良県連盟奈良第6団(以下「乙」という。)は県連盟山村野営場(以下「野営場」という。)敷地の使用について次のとおり覚書を締結する。

(使用の承諾)

第1条 甲は、財団法人奈良県ボーイスカウト振興会との間で締結した野営場管理・運営委託契約書(平成17年4月1日締結)第3条第1項の規定に基づき、甲の管理下にある野営場敷地の一部に乙が団倉庫を設置し使用することを承諾する。

(使用の範囲)

第2条 乙が使用する土地の範囲及び目的、規模は末尾記載のとおりとする。
2 乙は、前条に規定する用途以外に使用しないものとする。

(使用の期限)

第3条 使用承諾の期限は本覚書締結日より2年間とし、使用期限の3ヵ月前までに甲、乙いずれかから申出のない場合、自動的に更新するものとする。
ただし、行政機関等からの施設の撤去、移設等の指導を受けた場合本覚書の期間にかかわらずその指示に従うものとする。

(施設の管理)

第4条 乙は、第2条に定める施設を適切に管理し、その全ての責任を負うものとする。
また、乙の設置した施設によって第三者に損害を与えた場合、もしくは自然現象や盗難、汚損等第三者による損害を受けた場合において乙の責任でこれを処理、解決するものとする。

(野営場管理運営への協力)

第5条 乙は、甲の実施する野営場維持管理運営業務に協力するものとする。
2 乙は、施設の使用、管理にあたり野営場を巡回点検し、異常を発見した場合は速やかに甲に報告するとともに、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。
3 前項の措置に要した費用は乙の請求にもとずき甲が負担するものとする。

(その他)

第6条 本覚書に記載のない事項については、甲、乙協議してこれを処理するものとする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

【使用の範囲等】

使用範囲：奈良市田中町585番の一部 約100平方メートル(別図朱線の範囲)

使用目的及び規模：団資材倉庫 プレハブ造平屋建て 約41平方メートル

平成21年 6 月 4 日

甲：奈良市法蓮佐保山1丁目3番1号 奈良県青少年会館内
日本ボーイスカウト奈良県連盟
理事長 中西

乙：奈良市今市町400-1
日本ボーイスカウト奈良県連盟 奈良第6団
団委員長 吉田

早邊山村野營場

奈良6団使用面積

